

令和3(2021)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験(第2次)問題

試験科目名：憲法

持込み等：判例のない法令集(1冊)

下記の2題に解答しなさい。(各50点)

問1 市民的及び政治的権利に関する国際規約第20条の趣旨を踏まえ、下記のような「戦争宣伝禁止法」の制定が検討されているとする。このような法案の合憲性について論じなさい。

第1条 この法律は、本邦の域外にある国若しくは地域に対する不当な戦争宣伝的言動の防止が喫緊の課題であることに鑑み、その防止に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第2条 この法律において「不当な戦争宣伝的言動」とは、国際紛争を解決する手段として本邦の域外にある国若しくは地域に対する武力による威嚇又は武力の行使を行うべきこと及びそのために陸海空軍その他の戦力を保持すべきことを公然と主張するなど、あらゆる形態の不当な戦争宣伝的言動をいう。

第3条 国民は、本邦の域外にある国若しくは地域に対する不当な戦争宣伝的言動の防止の必要性に対する理解を深めるとともに、不当な戦争宣伝的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

※以下の条項では、国および地方公共団体が、教育活動および広報その他の啓発活動等を実施する責務を有することを定めている。

問2 次のような見解について論評しなさい。

「憲法は投票価値の平等について特に規定を置かず、14条1項において一般原則を規定するにとどめている。他方で、憲法は、二院制を採用しつつ、両院について原則的に選挙制度の決定を立法に委ねている。憲法は、各院がそれぞれその構成を異なるものとし、異なる特色を持った議院として機能することを当然に予定した上、国会が投票価値の平等以外にも合理的と認められる政策的目的・理由をも考慮してその裁量により各院に相応しい具体的選挙制度を定めうるものとしていると解される。したがって、憲法が明示的に区別して規定している点以外に憲法原理上の参議院の特殊性は認められないという解釈は相当ではない」

令和3(2021)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名：民法

持込み等：判例のない六法(1冊)

第1問(60点)

A会社の役員Bは、Aの財産甲(時価1000万円)について第三者と売買契約を結び、これを売却する権限を持っていた。あるとき、Bは、自分の借金の返済に充てる金銭を得るために、甲をCに930万円で売却してその代金を着服することを計画し、Cに甲の売却を申し入れた。Cは、Bとの間で甲の売買契約を締結して甲の引渡しを受け、代金930万円をBに交付した後、甲をDに1030万円で転売した。その後、Aは、Bが代金を着服する目的でCに甲を売却したことを理由として、Dに対して甲の返還を求めた。

- (1) Aの請求に対するDの反論としてどのようなものが考えられるか。
- (2) Dの反論が認められ、AのDに対する甲の返還請求が退けられるとき、AはCに対してどのような請求ができるか。

第2問(40点)

第三取得者が抵当不動産を取得した場合に、抵当権の実行前に抵当権を消滅させる手段について論じなさい。

令和3(2021)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第2次）問題

試験科目名： 国際政治

持込み等： 不可

1. 民主主義や権威主義など、世界には国内の政治体制に違いがある。その違いが国際政治にもたらす影響およびその射程について、具体的な事例をあげつつ、論述せよ。（50点）

2. 以下のうち一つを選び、論じなさい。（50点）
(ア) クラウゼヴィッツ『戦争論』の意義
(イ) 国家間の機能（主義）的な協力の可能性